

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第2区分

【発行日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【公開番号】特開2019-93428(P2019-93428A)

【公開日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2019-023

【出願番号】特願2017-226089(P2017-226089)

【国際特許分類】

B 2 3 K 35/368 (2006.01)

B 2 3 K 35/30 (2006.01)

B 2 3 K 9/16 (2006.01)

B 2 3 K 9/173 (2006.01)

【F I】

B 2 3 K 35/368 B

B 2 3 K 35/30 3 2 0 Q

B 2 3 K 35/30 3 2 0 B

B 2 3 K 9/16 J

B 2 3 K 9/173 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月28日(2020.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

Niは溶接金属のオーステナイト組織を安定化させ、低温での靭性を向上させる成分であり、また、フェライト組織の晶出量を調整する目的で一定量添加される成分である。また、Niの添加量はステンレス鋼として一般的に添加される範囲でよく、25%以下で添加されることが妥当である。そのため、Niの含有量は5.00~25.00%が好ましい。

Moは高温強度及び耐孔食性を向上させる成分である一方で、脆化を助長する成分でもあることから、特に高温強度や耐孔食性を必要とする場合以外は積極的な添加は行わない。Moの含有量は5.00%以下(0%を含む)が好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0073】

溶接試験後のスラグ剥離性、溶接作業性及び耐食性の結果を表7に示す。表7中、「耐食性」における「*」とは耐食性の評価を行っていないことを意味する。これは、ワイヤW-40~W-49がNi基合金用フラックス入りワイヤであり、Ni基合金はそもそも塩水噴霧による錆が生じないことから、耐食性試験を行っても有意差が見られないことが想定された為に評価を行わなかったものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0082

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 8 2】

試験例 1 2 ~ 4 9 はステンレス鋼フラックス入りワイヤを用い、その組成を変化させた結果である。合金成分組成を適切なものとすることにより、スラグ剥離性、ビード形状及び耐欠陥性が良好な溶接金属が得られた。また、試験例 4 8 はスラグ剥離性、溶接作業性及び耐食性のいずれにも優れるが、A s、S b、P b 及びB i といった低融点元素を含有するフラックス入りワイヤを使用しており、耐再熱割れ性が低い試験例となる。